

上田女子短期大学総合文化研究所 規程

（趣旨・目的）

第一条 この規程は、上田女子短期大学総合文化研究所（以下「研究所」という）に関する必要事項を定める。研究所は、総合文化についての調査研究を行うとともに、広く地域文化の現状を把握し、総合文化の振興に寄与する研究ならびに活動を実践するために、これを設置する。

（構成・任期）

第二条 研究所の構成は、以下の通りとし、本学の教員をもってあてる。

（一） 所長

（二） 顧問

（三） 主任研究員

（四） 研究員

二 所員の委嘱は、学長が行う。

三 所員の任期は二年とし、再任を妨げない。

四 研究所における研究推進上必要のあるときは、学外の研

究者を客員研究員として当該研究に参加させることができる。

（運営・開催）

第三条 所長は会議を招集し、その議長となる。

二 会議は、年二回以上開催する。但し所長が必要と認めた場合は、臨時に召集できる。

三 研究所の円滑な運営を図るため、総合文化運営委員会を置く。

（任務・活動）

第四条 総合文化研究所は、以下の事項を審議・実施する。

（一） 総合文化に関する調査研究の推進

（二） 総合文化に関する資料の収集と整理

（三） 総合文化に関する刊行物（著書・資料集・所報など）の発行

（四） 講演会・研究会等の開催

（五） その他必要な事業

(事務局)

第五条 研究所事務局は、研究所内に置く。

(規程の改廃)

第六条 この規程の改廃は、研究所の議を経て教授会の審議を経て学長の承認を受けるものとする。

附則

この規程は、平成二六年四月一日から施行する。

この規程は、平成二七年四月一日から一部改正施行する。